市町	サービス内容	問い合わせ先
浜田市	【対象】 次のいずれかに該当する浜田市民で、運転免許を自主返納し又は 失効した年度の年度末時点で70歳以上の方 ・ 平成28年7月1日以降に全ての運転免許を自主返納した方 ・ 平成28年7月1日以降に全ての運転免許を更新せずに失効し、運転経歴証明書を取得した方 【内容】 路線バス・市内タクシー等で利用できる敬老福祉乗車券5冊 (15,000円分)を1度限り無料で交付する。 【敬老福祉乗車券の有効期限】 令和4年3月31日まで	地域活動支援課 (0855) 25-9201
出雲市	【対象】 次の条件を全て有している方 ・ 出雲市内に住所を有し、有効期限内に全ての運転免許を自主返納している ・ 運転免許返納時に70歳以上である ・ 運転免許返納後60日以内である 【内容】 市内協力事業所が発行している回数券等5,000円分支給 (1回のみ、バス・タクシー・一畑電車)	防災安全課 交通防犯係 (O853) 21-6548
安来市	【対象】 安来市内に住居を有し、全ての運転免許を免許有効期限内に自主返納した方で、免許返納日から3ヶ月以内に安来市地域振興課窓口で受付した方 【内容】 「申請による運転免許の取消通知書」あるいは「運転経歴証明書」を持って、窓口で手続きを行うと、イエローバスの運賃が1年間無料となるフリー定期券(70,000円相当)と2年目以降運賃が半額(200円→100円)となる「広域バス使用料減額証明書」が発行されます。	地域振興課 交通政策係 (0854) 23-3069
江津市	【対象】 すべての運転免許証を自主返納した方(年齢不問) 【内容】 運転経歴証明書の提示により、市が運行するバス(生活バスなど)の乗車運賃が半額	地域振興課 (0855) 52-7926
雲南市	【対象】 すべての運転免許証を自主返納した高齢者(65歳以上)等の 雲南市民 【内容】 総額2万円以内で、バス・タクシーが利用可能な「優待乗車券」 と「温浴施設入浴回数券」を交付	防災安全課 くらし安全室 くらし安全グループ (0854) 40-1027

奥出雲町	【対象】 すべての運転免許を自主返納した65歳以上の奥出雲町民 【内容】 申請により、生活交通サポート券2万円/年(200円単位の金 券)を交付。サポート券は以下に使用でき、自主返納から3年間 サポート券を交付します。2年目からは申請は不要で、直接申請者 ご本人に郵送します(総額6万円)。 ・バス(奥出雲交通) ・タクシー(奥出雲町内の事業者) ・宅配サービス 【条件】 サポート券申請時に運転免許証の取消通知書及び返納した運転免 許証の写しが必要です	福祉事務所 (0854) 54-2541
飯南町	【対象】 飯南町の住民基本台帳に記録されている方で、運転免許を自主返納し、町税等公共料金に滞納がない方 【内容】 町内でのタクシー移動に利用できる20,000円分の優待乗車券を 交付 (優待乗車券の有効期限は3年間)	保健福祉課 (0854) 72-1770
川本町	【対象】 川本町に居住する高齢者等で運転免許証を自主返納したもの 【内容】 ① 川本町スクールバス運賃無料(降車時にPSAAカードの提示が 必要) 有効期限は3年間(更新可能) ※ PASSカードの発行は、川本町役場窓口において「申請に 運転免許の取消通知書」又は「運転経歴証明書」の提示が必要 ② 高齢者バスカード等購入補助金交付(R2. 4. 1~) 石見交通の川本線・江津川本線のバスカード等購入金の 5分の4を補助金として交付 ※ 役場で申請時に領収書、「申請による運転免許の取消通知 書」又は「運転経歴証明書」の提出が必要	まちづくり推進課 (0855) 72-0634
美郷町	【対象】 美郷町に居住し、H31.3.1以降に運転免許証を自主返納した 65歳以上の方(返納した証明があれば、H28.4.1 までの返納に 遡り対象となる) 【内容】 2万円分のバス、タクシー又はNPO別府安心ネット利用券を交付	総務課 (0855) 75-1211
邑南町	【対象】 運転免許証を自主返納した邑南町民 【内容】 ①邑南町商工会館で使用できる商品券(2,000円分)を交付 ②タクシー券(1枚200円分)を年間48枚、2年間にわたり配布	福祉課 (0855) 95-1115

吉賀町	【対象】 すべての運転免許を自主返納した65歳以上の吉賀町民 【内容】 申請により、バス年間利用券を交付。 バスは六日市交通、柿木産業が運行するバスに限ります。 なお、六日市交通が運行する広域線(日原ゆらら線)は、町内の移動のみ(新畑のバス停まで)有効となります 【条件】 申請は返納から1年以内で、申請時に「運転免許証の取消通知書」の写し及び返納した運転免許証の写しまたは、年齢が確認できる書類が必要です。	総務課 (O856) 77-1111
隠岐の島町	【対象】  隠岐の島に住民票があり、H29.4.1以降にすべての運転免許を自主返納した70歳以上(返納時)の方 【内容】  申請により支援品として、  隠岐一畑交通(株)発行の回数券  隠岐タクシー業協議会発行のタクシー乗車券  町営バスの回数券 の交付を受けることができます(上限21,000円以内、組み合わせは自由)  支援は1人1回限りです 【条件】  申請は返納日から60日以内で、申請時に「運転免許証の取消通知書」の写し及び返納した運転免許証の写し(表裏両面)、認印が必要です。	観光課 交流交通係 (08512) 2-8575